

鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務
公募型プロポーザル審査要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、提出された業務提案書等の審査方法、評価基準及び優先交渉権者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(審査の基本方針)

第2条 本システムは、料金及び使用料等に係る一連の徴収業務を支える重要な基幹システムであることを踏まえ、価格、技術力、実施体制、導入体制、運用・保守体制、法改正への対応力等を総合的に評価し、業務を最も適切かつ確実に履行できる事業者を選定することを基本方針とする。

第2章 審査体制

(選定委員会)

第3条 本プロポーザルの審査は、鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、本事業に参加する鳥取県公営企業システム共同化協議会の会員をもって構成し、全ての委員が審査員を務める。
- 3 委員は、審査の公平性及び中立性を確保するため、提案者と利害関係を有しない者とする。

第3章 審査方法

(審査区分)

第4条 審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（書類審査並びにプレゼンテーション審査）により行う。

(一次審査)

第5条 一次審査は、提出された業務提案書等の書類及び価格提案書に基づき行う。

- 2 一次審査における技術点及び価格点の合計が、配点合計（465点）の50%に満たない者は、二次審査の対象としない。

(二次審査)

第6条 二次審査は、業務提案書等の書類、価格提案明細書_付帯機器類及びプレゼンテーションの内容に基づき行う。

- 2 プレゼンテーションにおいて説明できる内容は、業務提案書等に記載された内容に限るものとする。

第4章 評価方法及び配点

(評価項目及び配点)

第7条 評価は、技術点、価格点及び付帯機器類価格点により行うものとし、配点は次のとおりとする。

区分		配点
技術点	一次審査	265点
	二次審査	260点
	小計	525点
価格点		200点
付帯機器類価格点		25点
合計		750点

(技術点の評価項目)

第9条 技術点の評価項目及び配点は、下表のとおりとする。

区分	評価項目	内容	配点
一次審査	会社の評価	信頼性、実績	10点
	システム機能評価	視認性、操作性、統計機能、帳票出力、データ入出力、利用者サポート機能、その他機能全般	160点
	セキュリティ対策、サポート体制等の評価	情報セキュリティ、障害対応、保守体制、移行手法、研修体制	95点
小計			265点
二次審査	要求した機能に対する対応状況等	対応状況、妥当性など	40点
	付帯機能、拡張性	機能の充実度、独自機能、拡張機能など	20点
	独自提案	業務改善、有用性など	50点
	共同化メリット	構築方法、機器類の構成、価格の設定方法など	40点
	長期的サポート	パフォーマンス維持、法改正対応、機能追加・改修など	40点
	更新時等の対応	同一システムの継続利用時に発生する費用、他社システムへ切り替える際のデータ移行に関する費用及び方針など	50点
	プレゼンテーション	方針、姿勢、理解度	20点
小計			260点
合計			525点

(技術点の評価・採点)

第9条 技術点の評価及び採点は、下表のとおりとする。

機能・提案内容	採点					
	50点満点	40点満点	20点満点	15点満点	10点満点	5点満点
非常に（若しくは最も）優れた機能・提案である。	50点	40点	20点	15点	10点	5点
優れた機能・提案である。	40点	32点	16点	12点	8点	4点
概ね希望の機能・提案である。（基準点）	30点	24点	12点	9点	6点	3点
希望の機能・提案を少し満たしていない。	20点	16点	8点	6点	4点	2点
希望の機能・提案ほとんどを満たしていない。	10点	8点	4点	3点	2点	1点
対応不可、無提案	0点	0点	0点	0点	0点	0点

(提案価格の算定)

第10条 価格評価に用いる提案価格は、次の各号に定める方法により算出するものとする。

(1) 提案システムについて、オプション機能又はカスタマイズ機能を追加しない場合は、当該ベン

ダーが提示する提案見積額を提案価格とする。

(2) 提案システムについて、オプション機能又はカスタマイズ機能を追加する場合は、前号の提案見積額に、当該オプション機能又はカスタマイズ機能に係る費用を加算した額を提案価格とする。

2 オプション機能及びカスタマイズ機能に係る費用が提示されない場合は、当該提案の価格点は0点とする。

(価格点の算定方法)

第11条 価格点は、事業体ごとに次の算定式により算出する。

価格点 = 配点 (200 点) × (最低提案価格 (5 年総額) ÷ 当該提案価格 (5 年総額))

2 前項の規定にかかわらず、「デジタル活用推進事業債」を活用する場合の導入費に係る価格点は、次の各号に定めるところにより算出する。

(1) 価格点対象費用は、次の算定式により算出する。

価格点対象費用

= 導入費における当該提案価格 × 0.55

+ 保守・運用費における当該提案価格

(2) 価格点は、次の算定式により算出する。

価格点

= 配点 (200 点) ×

(前号の算定式により算出した価格点対象費用の最低額 (5 年総額)

÷ 当該価格点対象費用 (5 年総額))

3 前項各号の算定において小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げて整数とする。

4 価格点の算定に用いる提案価格は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(付帯機器類価格点の算定方法)

第12条 付帯機器類価格点は、事業体ごとに次の算定式により算出する。

付帯機器類価格点 = 配点 (25 点) × (最低提案価格 ÷ 当該提案価格)

2 前項の規定にかかわらず、「デジタル活用推進事業債」を活用する場合の導入費に係る価格点は、次の各号に定めるところにより算出する。

(1) 付帯機器類価格点対象費用は、次の算定式により算出する。

付帯機器類価格点対象費用

= 当該提案価格のうち導入費に該当する機器の提案価格 × 0.55

+ 残りの機器の提案価格

(2) 付帯機器類価格点は、次の算定式により算出する。

付帯機器類価格点

= 配点 (25 点) ×

(前号の算定式により算出した付帯機器類価格点対象費用の最低額

÷ 当該付帯機器類価格点対象費用)

3 前項各号の算定において小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げて整数とする。

4 付帯機器類価格点の算定に用いる提案価格は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(総合得点)

第 13 条 総合得点は、次の各号に掲げる得点の合計により算出する。

(1) 一次審査点

一次審査員による採点の合計点とする。

(2) 二次審査点

二次審査員による採点の合計点とする。

(3) 価格評価点

第 10 条の規定により算出した各事業体の価格点の合計点とする。

(4) 付帯機器類価格評価点

前条の規定により算出した各事業体の付帯機器類価格点の合計点とする。

(5) 総合得点

一次審査点 + 二次審査点 + 価格評価点 + 付帯機器類価格評価点

(最低基準点)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者は、選定対象外とする。

(1) 技術点が技術点満点（525 点）の 60%に満たない者

(2) 技術点、価格点及び付帯機器類価格点の合計が、配点合計（750 点）の 50%に満たない者

第 5 章 優先交渉権者の選定

(選定方法)

第 15 条 委員会は、前章の評価結果に基づき、総合得点の高い順に順位を決定する。

2 総合得点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点者として選定する。

3 総合得点が同点の場合は、技術点の高い者を上位とする。

(選定の見送り)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者の選定を見送るものとする。

(1) すべての提案者が最低基準点を満たさない場合

(2) すべての提案内容が業務目的を達成できないと委員会が判断した場合

第 6 章 その他

(審査の非公開)

第 17 条 審査は、非公開とし、審査の経過、採点内容及び委員個別の評価については公表しない。

(異議申立て)

第 18 条 審査結果に関する異議申立ては、受け付けないものとする。ただし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による審査請求を妨げるものではない。

(要領の変更)

第 19 条 やむを得ない事情により、本要領を変更する場合は、参加者に対し適切な方法により周知

する。

附則

この要領は、令和８年７月３１日から施行する。